平成２９年（フ）第１４４号
相模原市中央区宮下本町１丁目11番３号　シティフェイス116
債務者　坂入　正夫
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８３号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住Ｒ６－301号
債務者　吉野　憲史
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1102―404
債務者　西山美矢子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
長崎県南島原市深江町乙1709番地３
債務者　吉田　五美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
長崎県南島原市有家町尾上3024－１　コーポしんきり、旧住所長崎県南島原市有家町山川1200番地６長田第１団地10号
債務者　一ノ瀬まり（旧姓森元）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第７号
大分県杵築市大字奈多744番地
債務者　田代サカヱ
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
島根県大田市大田町大田イ677番地１　ステーションヒルズⅠ102
債務者　鴨川　隆史
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時45分
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１４４号
岡山市北区清輝橋２丁目１番７号ハイデルベルグビル203、旧住所岡山市北区清輝橋２丁目１番７号ハイデルベルグビル403
債務者　道越　征二
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８号
沖縄県石垣市字登野城712番地１　新城アパート201号
債務者　神山　梨沙（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第３２９号
東京都三鷹市中原２丁目25番８号三鷹グリーンヒルズ103
債務者　山本　雅史
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５７号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地１－301
債務者　山本　裕司
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３８号
静岡県袋井市浅羽1210番地の１　Ｃ棟
債務者　大石　昌志
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８４０号
神奈川県鎌倉市材木座６丁目６番12号
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７２号
横浜市旭区柏町47番地５　メゾンフロンティア４Ｆ
債務者　里見美和子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１４号
横浜市港南区東永谷３丁目52番33号　コアサンセット201（前住所）
債務者　佐野　星湖
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部